

令和7年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和7年8月8日（金） 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室303

3 出席委員 （27人）
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員	14番 美田俊一 委員
15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員	17番 河野正人 委員
18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員	

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 （1人）
11番 堀川理恵 委員

5 議事日程
第1 開会
第2 会長あいさつ
第3 議事録署名人の決定
第4 連絡・報告事項
第5 議事

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第21号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について
議案第22号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員
局長 内川 啓二
局長補佐 梶本 幸敬
主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員
主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和7年度第5回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。1番 高見委員、3番 船越委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 11番 堀川委員が体調不良のため欠席です。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和7年度第5回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは農業に関する相談会の相談はなかったようですので、続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページをご覧ください。番号1の〇〇〇地内における田1筆の贈与を始め合計5件の申請がございます。そのうち番号1については親戚関係で、番号4については兄弟間の贈与という確認をしております。

次に議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり3件の申請がございます。番号1及び番号2については同一の案件に係る転用でございまして、〇〇地内における9区画の宅地分譲でございます。番号1が売買による所有権移転、番号2が使用貸借と内容が異なるため別に記載したものでございます。申請地は都市計画用途区域の第2種住居地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でござい

ざいます。番号3は〇〇〇〇地内における〇〇の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の近隣商業地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

議案第21号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございますが、議案6ページのとおり1件の申請がございます。

次に議案第22号 農用地利用集積等促進計画については議案9ページから10ページのとおり27件の貸借と、議案の11ページから12ページのとおり2件の売買について協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議事に入らせていただきます。議案第19号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前11時より当番委員であります吉村委員、秋山委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して吉村委員より報告をお願いいたします。

8番 8番 吉村です。現地確認したところ、問題はありませんでした。以上です。

議長 はい、ただ今報告のとおり問題なかったということでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第21号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして、議案第21号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委

員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても先ほどと同様現地の調査に行っておりますので、代表して吉村委員より報告をお願いいたします。

8 番 現地確認したところ特に問題はございませんでした。以上です。

議 長 はい、それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第 2 2 号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第 2 2 号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたします。事務局、説明してください。

事務局 はい、9 ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、9 ページの番号 1 番から 1 0 ページの番号 2 7 番まで、合計で 3 1, 1 6 2 m²の水田でございます。

続きまして 1 1 ページでございます。売買関係でございます。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんから公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に移転して、次に機構から〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇の 2 筆 6, 6 2 3 m²の畑でございます。対価は 2 0 0, 0 0 0 円、1 0 アールあたりですと 3 0, 1 9 7 円でございます。

続きまして 1 2 ページでございます。売買関係でございます。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんから公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に移転して、次に機構から〇〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇〇の 1 筆 3 3 0 m²の水田でございます。対価は 1 0 0, 0 0 0 円、1 0 アールあたりですと 3 0 3, 0 3 0 円でございます。

賃借権等受ける者の農業経営の状況につきましては 1 3 ページから 1 4 ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、1 5 ページ記載のとおりでございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 ただ今議案第 2 2 号について説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

議 長 ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。以上で議事は終結いたします。

（6）その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。（１）耕作届の受理について、岩田主任より説明をしてください。

事務局 別冊の２ページをご覧ください。耕作届の受理についてでございます。届出のあった土地は〇〇地内の登記地目が山林、面積２，３４０㎡の土地でございます。所有者の亡くなった〇が以前に開墾して畑として利用していたようですが、届出等はしておられませんでしたのでこれまでは農地台帳に記載がございました。この度、認定新規就農者がこの土地の利用権設定を行いたいということで耕作届の提出があったものでございます。現地の確認に行きましたところ、耕耘されていていつでも作付けができる状況になっておりましたので報告させていただきます。以上です。

議 長 続きまして、（２）農地等のあっせん活動の状況について報告です。まず塚根委員をお願いします。

塚根推進委員 推進委員の塚根です。報告します。〇〇〇〇さんの２つの田んぼについては〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんをお願いしましてほぼほぼ了解していただいたところでございます。以上です。

議 長 はい、２番。

田倉推進委員 田倉のほうから報告します。〇〇〇〇さんの畑でございますけれども、現地を確認しましたところちょっと傾斜があって、なかなか作り手がないという状況のようで。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さん等にいろいろ相談をしましたが作り手がないだろうということでございますので、引き続き探したいと思います。以上です。

議 長 はい、３番目。藤井委員。

６番 ６番 藤井です。この〇〇〇〇さんの分ですけれど、以前にも何回かありまして三角の窪で高い畦の小さい田んぼが両脇に２枚ありまして、〇〇ですので〇〇さんとかいろいろ相談してみたけれどまあ、絶対って言ったらおかしいけどないなあということで。引き続きと言われても私も困りますので、申し訳ないけど受けられる時になんとか断ってもらったと思うけど、どんなものでしょう。

議 長 事務局。

事務局 事務局が絶対受けないといけないということではないので、あとは本人さんに連絡を入れていただければ。

議 長 いろいろしたけど、耕作者が見当たりませんのでということで。

事務局 基本的には、受ける時にも必ずしも売買や貸借がうまくいくとは限らない前提で受けていますので、丁重にお断りしていただければと思います。

議 長 次、(3) 農地パトロールの出発式について。

事務局 はい、続きまして(3) 農地パトロールの出発式でございます。資料に沿いながら説明していきたいと思います。

まず農地パトロールの出発式ですけれども、記載のとおり8月26日の9時からこの会場です。今日、通知文は緑の封筒に入れさせてもらってますのでご確認ください。本来なら8月会議終了後に、通知文等を発送する予定にしておりますが、今回は効率性を考えて配布しました。当日の昼食は事務局で準備します。通知文に記載しておりますが、自分の帽子ではなくこの農業委員会の帽子を持参していただきたいと思います。腕章等は事務局で準備しますのでよろしくお願いします。

続きまして資料のほうは4ページをお願いします。農地パトロールの実施要領ということで記載しておりますので、端折りながら説明をさせていただきます。1番のねらいというところは各自でお読みください。5番の調査内容としましては、これまで把握している農地の状況の変化を確認するとともに、その他の地域として目視によって新たに発生した遊休農地の確認を行い、その旨を図面等に記録して返却していただくという内容になります。

5ページには荒廃農地の定義ということで記載しておりますので、各自読んでいただければと思います。中段に荒廃農地の区分の判断ということで、令和2年度まではA分類で再生利用が可能な荒廃農地とB分類で再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。A分類の方は※印しておりますけれども作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業により営農を再開することが可能と判断する農地はA分類には該当しないということでお願いします。あとB分類は森林の様相を呈しているなど、農地に復元しても継続して利用することができないと判断すればB分類となっております。これは令和2年度までの分類でございました。

それが6ページになりますが、令和3年度以降遊休農地の見直しについてということで記載しております。これまで農地法上の遊休農地の措置に基づく「利用状況調査」ということと、農村振興局で実施していた荒廃農地調査を併せて農地パトロールとして実施していたんですけれども、令和3年度から統合されて実施しているということになります。

統合を整理した書類は7ページと8ページの表の方で記載しております。私がお話ししたいのは、昨年同様にはなるんですけれどもA分類、B分類について先ほど5ページのところで説明させてもらったんですけれども、そこが変更になりまして、A分類はこの6ページの2のところですね1号遊休農地スモールaと1号遊休農地スモールbの2つに分かれたということです。あとはB分類は再生利用が困難な農地というふうに呼び方が変わってきているということ

になります。

7 ページは令和 2 年度までの表と下の方が令和 3 年度からの表で、今説明した緑色になっている 1 号遊休農地スモール a と、黄色になっている 1 号遊休農地スモール b に分かれています。あと B 分類は再生利用が困難な農地という表現に変わっているということになります。8 ページは重複するところがあるので省略させていただきます。

26 日に農地パトロールを実施しますけれども、昨年同様に行いたいと思っていますので、今説明したことを認識していただけてまわっていただければと思います。昨年の成果の方を当日配布しますけれども、A 分類のスモール a とかスモール b とかを一筆一筆表記させてもらっていますので、確認しながらまわっていただければと思っています。

最後に 9 ページで実施体制ということで 11 班に分かれてそれぞれお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 はい、農地パトロールについては質問ありませんか。

(なしの声)

議 長 去年と変わっているところがあるので、確認しておいてください。さっと走ってみたんですけど、河野委員、〇〇の〇〇〇のあたりがほとんど荒廃農地になってしまっていますね。まともなところがハウスのところぐらいしかなくて。

16 番 〇〇といっしょだな。

議 長 もうなんにもできんな、あそこはすごいな。〇〇もイノシシの楽園になって何町もだめですわ。農事組合法人を作っていたんですけど、結局、作業する人がいなくなって、畦草も刈れん。年齢も 65 才以上や 70 才超えちゃったもんですから、それで解散しちゃったわけですわ。今回も出てましたが、〇〇の山側のほうが草ぼうぼうで荒廃農地になっちゃつとところがかかなりあって。この前数馬委員にも言いましたけど、見て連絡をくれて、〇〇にもそういうところがありました。耕作していた人が病気で返したから結局そのままの状態、今荒廃農地になっているみたいですけど、地元の皆さんでどうすればいいか話し合っていたきたいと思います。それから〇〇〇の耕作者さんののが〇〇で耕作放棄地になっております。2 枚かな、〇〇さんの田んぼ。まだ 1 年ですのでなんとかなるかなと思います。よくパトロールして見ていただきたいと思います。また〇〇のほう林委員さん、あそこの処分場みたいになつとところも正式にはなつとらんみたいで。今回あちこちで出ているので、よく確認をしていただきたいと思います。以上です。

続きまして(4)その他。近県視察研修について、事務局。

事務局 令和 7 年度近県視察研修ということで記載しております。8 月 29 日金曜日に農事組合法人おきすの視察を予定しております。当日は 9 時に宮川町の観光駐車場から出発ということでお願いします。出欠席は確認が取れました。

議 長 昼食は島根ワイナリーになります。アルコールを飲まれる方は最初から車は遠慮してください。よろしくお願いいたします。事務局から他にありますか。

事務局 今日、業務必携を机に置いておりますので読んでおくようによろしくお願ひ
します。

議 長 皆さんのほうから何かありませんか。はい、鐵本委員。

13番 鐵本です。先月農協の運営委員会で、米の問題が騒動になってるけど全農が備蓄米を落札してなんでまわってこんだいやと、国民は農協が隠しとるとまで思うほど時間がかかっとして、なんで実はこうなんだって言わなかったんだって。鳥取県の農協だからってもの言わんでええということはない。実はこうなっているから遅れとるって一言ぐらい言ってもええじゃないかと。国民の耳にそういうことが入ったらなおりやせんよと、言ったんです。地震も多いし、何があるかわからん、かんかん照りで米がだめになったところもあるし。そういうようなことでいろいろな対応があるけど、言うべきことは言わないと悪者になって終わっちゃう。5年後に農協があるかないかわからへんでしょうがと言ってきたんですけど。雑談として聞いておいていただければ。

議 長 はい。その他ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後2時10分 閉 会 —